

「不正改造行為の禁止など不正改造車を排除するための制度の改正試案」

第1 趣旨

近年、認証を受けた整備工場で行わなければならない改造の範囲や国による構造等変更検査が義務付けられている改造の範囲の緩和等により、国の検査等を受けずに行える自動車の改造の範囲が大幅に拡大したことから、使用者自らの好みで自動車に様々な改造を施す事例が増加してきています。

このようななかで、一部の心ない自動車の使用者が、保安基準に適合しないエアロパーツ、消音器、灯火器の装着等の不正改造を行う又は行わせる例が増加し、安全面、環境面への影響が懸念されているところです。

また、国の検査を受けた後に不正改造を行い、国の検査をパスしていると偽ってこれを販売するような悪質な行為も見受けられ、このような行為に対する対応の強化が求められています。

このため、道路運送車両法の整備命令制度等における不正改造車への対応を強化するための所要の改正を行うことを予定しています。

第2 現行法における問題点

現行の整備命令制度は、経時劣化に対する適切な点検・整備を行っていない整備不良車への措置として規定されたため、使用者自らの危険を防止するために自主的に改善するであろうことを前提としています。このため、保安基準に適合しない整備不良車を適正な状態に戻すという観点からは、一定の効果を有するものの、自らの意志で不正改造を行うような悪質な行為を抑制し、また、再犯を防止する効果については限界があり、次の問題点が上げられています。

1．整備命令を受けた車両について、必要な整備を行ったことの確認を受ける義務を使用者に課していません。

このことから、不正改造を行うような悪質な使用者の中には、整備命令に従わず、次の車検の時期まで不正改造状態で使用しているケースも見受けられます。

2．不正改造そのものを直接禁止する規定がなく、不正改造を行っている改造業者を処罰することができません。

第3 整備命令制度等の改正試案

上記の問題点に対処するため、次のような制度改正を予定しています。

1．不正改造行為を禁止

運行の用に供する自動車について、保安基準に適合しなくなるような改造を行う行為を禁止します。

(対象となる不正改造の例)

- 著しい騒音を生じさせる改造（消音器切断、違法マフラー取付け等）
- 走行安定性を損なうような車高上げ、路面接触等通行に支障をきたす車高下げ
- 車体からはみだすような幅広タイヤの装着
- 運転視界を妨げる着色フィルム貼付

2. 整備命令制度の強化

不正改造車について、保安基準に適合するよう確実に整備させるとともに再犯を防止するため、以下のとおり整備命令制度を強化します。

(1) 整備命令を受けた不正改造車に対し国への車両提示を義務付け

街頭検査等で整備命令を発令された不正改造車に対して、必要な整備を行った上で、車両を提示することを義務付けます。

(2) 車両提示の履行を確保するため整備命令標章（ステッカー）を貼付

不正改造車に対して、整備命令を発令する際には、車両提示の確実な履行を図るため、自動車の前面にステッカーを貼付し、容易に判別できるようにします。

また、整備のための運行について、安全上、公害防止上必要な指示を行います。

(3) 車両を提示しない使用者には使用停止命令

整備命令を受けた後、15日以内に整備を行った上で車両を提示しない不正改造車の使用者には、違反の態様に応じ一定期間の使用停止を命じ、自動車検査証及びナンバーを預り置きます。

